

別掲資料

第 7 回適時調査
有価証券報告書の株主総会前提出
自由記述回答集（抜粋版）

実施期間：2025 年 8 月 26 日（火）～9 月 9 日（火）
対象：当協会会員の 3 月または 4 月決算の上場会社 2,834 社
実施形式：Microsoft Forms にて 1 社 1 回答
回答社数（率）：1,095 社（約 38.6%）

No.	有価証券報告書を株主総会前に提出することについて、監査役等として考える課題や問題点等があればご記入ください。(抜粋)
1	有価証券報告書の監査報告書は監査人が提出するため、監査役等として有価証券報告書に対して積極的な意味で監査を実施するという形にはなっておらず、内容を点検する域を出ないと思っております。会社法と金商法の違いでもあり、制度的な整合性を図って頂きたいと思っています。
2	監査役として時間的な問題で、有価証券報告書の十分な内容確認が出来ない。一方、投資家の意見として有価証券報告書の株主総会前確認については重要視していないという声や、対象社数が多いので確認するなら数カ月が必要という声も聞く。事務局が時間に追われ、間違った情報が株主に伝わることにならないように配慮して欲しい。
3	現状3月度決算の場合、6月株主総会であり、前期は株主総会1日前の提出を行い、問題なかったが、例えば、1週間前倒しを仮定すると、監査法人との意見交換では、監査法人の対応が難しいとの意見であった。監査役としては、日頃から活動はわかっているの、非財務情報の内容は確認できるが、財務情報は監査法人が完了しないとできないので、その点が大きな課題である。
4	2～3営業日程度の総会前提出が株主・投資家に資するののか疑問だが(総会での質問もゼロ)、当面、これ以上の早期化は実務上無理がある。巷間言われているように会社法や金融商品取引法の一体開示に向けた制度整備等がないと難しい。
5	様々な形で情報の発信が可能となっている現在において、株主による株主総会の議事の検討材料として、必ずしも有価証券報告書の早期提出が必要というわけではなく、適時適切迅速な情報提供、および提供情報を整理して閲覧できる機能をWebサイト等に具備しておくことが有用であると考えます。 とは言え、有価証券報告書は株主総会と同時期に提出するものであるという従来の慣習が是認されるべきものでもなく、非財務情報等の記載内容について、財務情報が固まる前に概ね固めておく等、有価証券報告書の作成プロセスを見直すことで、無理なく提出時期を早める(1営業日前とかではなく2週間前等とする)ことは可能であると思われるため、その点を執行側に伝えて、検討を促している。
6	監査報告に有価証券報告書につき、何か記載をすべきかどうか。
7	早期化により会社側の有価証券報告書の作成・承認プロセスが逼迫して不十分な状態で提出されるリスクがある。また、監査役等による監査時間の不足や重要な誤り等を見落とすリスクがあり監査報告書の信頼性にも影響し得る。
8	社外取締役の兼務の状況について齟齬が出て混乱した。以前は今期に兼務しているかの判断だったものが、早期提出により提出日現在で、他社の株主総会が終わっているか、提出日現在での退任／就任の把握に注意が必要。
9	・ 総会時に有報に関する質問事項を想定したQAを用意する必要がある。 ・ 従来の記載の変更対応の煩雑さ(従来、総会で決議した前提で記載していた内容について、前(有報提出日現在)・後(総会決議後)に分けて記載しなければならないこと。)
10	ドラフト版を徴求しても、開示までの時間が短くて、確認に取れる時間がない。
11	アリバイ作りのための1日前提出は金融庁のためだけであって意味があるとは思えない。本来の目的を明確にして、制度の見直しをしないと意味が無い。内容の充実と早期提出は両立しない。招集通知と兼ねるくらいの見直しが必要。
12	会社法決算書類と有価証券報告書の作成が二重負荷であり、統一すべき。 多くの投資家は有価証券報告書ではなく、決算短信や会社法決算書類(株主総会議案)で会社状況を見ており、これ以上の早期化は意味がない。
13	総会前提出の目的が、株主の議決権行使や投資家の意思決定のための判断材料の早期提供ということであれば、有価証券報告書に拘る必要はなく、株主総会資料等の内容充実で対応するのも有効と思います。有価証券報告書を2～3週間早期化することは、現実的にかなり困難だと思いますし、一方株主総会の開催日を遅らせることは、執行体制のスタート時期(3月決算会社の場合は4月)と取締役の体制変更時期の乖離期間が大きくなることの課題があると思います。
14	株主総会招集手続きについて、金融庁は法務省と事前に連携を図るべき。
15	有価証券報告書は「作成時点」のものを記載する必要があるため、改選期等においては、作成時点と総会后、併記しなければならない、有価証券報告書の枚数が増えており、この点において企業側は余計な負荷を強いられている。また、株主側も膨大な枚数の中から必要な情報を選択しなければならず、現行法の枠組みの中で有価証券報告書の総会前提出を要請することは、むしろ株主を混乱させているともいえる点が問題を考えます。
16	有価証券報告書の早期開示よりも、決算短信や事業報告書記載の充実や、東証への開示(プレスリリース等を含む)を活用する方が、会社の負担も少なく、投資家への早期の情報提供ができると考える。

No.	有価証券報告書を株主総会前に提出することについて、監査役等として考える課題や問題点等があればご記入ください。(抜粋)
17	短信作成・株主総会準備に加えて有価証券作成が同時期に重なることで、関連部署の業務集中が激しく、人的・システマ的なリソースを整備する必要があると感じている。 有報提出日は株主総会の前日であったが、とりあえず総会前という実績は作った。ただ、これほど役職員を疲弊させてまで総会前日に提出された有報をどれだけの株主の方々が総会に向けた評価・判断の参考にしているのだろうか、というのが素朴な疑問である。
18	多くの情報が決算発表時に公表されている。有報固有の開示情報についてはあまり会社の状況を把握する上で有益とは思われない。例えば女性管理職比率などは各社が都合の良いように管理職の範囲を決めており、比較できない。
19	すべての内容を監査するには、時間的に無理がある
20	有価証券報告書を株主総会前に提出することは賛同しますが、他に決算報告、事業報告など重複するものがあるので、同じような内容物は統一することが望ましい。その前に行政の連携があるべきである。
21	投資家への有意な情報提供という目的を考慮すると形式的な総会前提出は意味を成さない。少なくとも2週間前の提出が必要だが、議論されている通りどの対策も「帯に短し、褌に長し」状態でデッドロック状態から抜け出せていないと認識している。
22	金商法と会社法の整合等が必要ではないか
23	現状の総会前提出日数では投資家への実質的な情報提供の意味をなさないと考える一方で、会社側の実務的な対応にも限界があることを考えると、金商法と会社法で作成開示すべき資料の統合・簡素化などを優先すべき課題と認識している
24	株主総会のスケジュールを変えなければ有報の作成期間がタイトになるので数日前が限界。もっと早くとなると、総会や監査スケジュールの見直しが必要。
25	監査の前倒しによる監査内容の劣化を懸念する
26	限られた期限内で作成・監査を求められる中、監査役の責任の重さ(監査対象範囲が広すぎ、虚偽記載と見做されるリスクも大きくなる点)
27	24年度総会完了まではCFOでした。その立場でコメントさせてもらいますが、総会前提出が推奨され今年に対応しましたが、2日前の提出に意味があるのかどうか疑問。決算日から短信提出、総会までの現在のスケジュールでも、かなり厳しい日程になっている。そのような状況で更なる早期提出が課された場合、対応できるのか、監査法人の対応はどうなるのか、懸念している
28	有価証券報告書の株主総会前に相当の期間を設けて提出することは、決算監査方法の変更が必要でありスケジュール短縮の場合それに会計監査人が対応できない(要員問題)懸念等から難しい。
29	・ 作成部署への業務負荷の集中 ・ 早期提出に伴う、内容確認やチェック時間の短縮
30	有価証券報告書における「記載時点」が従前は株主総会後であったものが、有価証券報告書提出時点の状況も併記することとなったため、記載内容に誤りが生じる可能性が高くなった。監査等委員会として一層精緻な確認が必要となる。
31	2025年3月期有報の総会前開示は、金融担当大臣からの要請を受けて実施したものであるが、総会開催日の大幅な前倒しは実務上、困難である。 本来であれば、会社法・金融商品取引法からの開示要請に対して、一体開示できるように制度改正することが投資家と株式発行会社双方にとって有益である。早期の制度改正を期待する。
32	事業報告と有価証券報告書につき、バラバラな扱いではなくできるだけ一本化して欲しい。
33	株主総会の招集議案(基本的には会社法)とは違う観点からの質問が株主総会で出されることが想定され、質疑によって会社の理解がより深まるというメリットとともに総会のオペレーションの混乱等への懸念。監査法人の業務過多の懸念。会社法の計算書類等と有価証券報告書を近いタイミングで作成・開示することの現場作業の無駄。
34	草稿提出が直前のため、事前に入手して監査することは不可能
35	事業報告書に記載しない有価証券報告書記載事項(主にKAM)について、株主総会で質問があがる想定が必要となった。

No.	有価証券報告書を株主総会前に提出することについて、監査役等として考える課題や問題点等があればご記入ください。(抜粋)
36	決算から株主総会までの期間が短くなることで十分な検討時間が確保されておらず、株主総会開催時期を数か月遅らせることも検討されているが、そのデメリット（事業年度から役員交代までの期間が長くなるなど）もある。 株主総会資料である「事業報告書」、「計算書類」と記載内容が重複している（整合性が必要）こと、サステナビリティ情報や人的資本など、開示項目が増加しており、報告書の作成がより複雑化していることから、株主総会前提出をするのであれば、一本化することが望ましいと考える。 今後、外国人投資家への配慮として英語版の同時開示を行うことを踏まえれば、株主総会の本来の趣旨（株主との対話）を起点として関係省庁にて検討されることに期待したい。
37	海外との対比において単純に開示を急がせる当局の対応はいかがなものか。会社法における基準日や決算時期の見直しによる影響を考慮し、法的な見直しも必要ではないか。 会社法、金商法、取引所がそれぞれ求める報告物が重複しており、企業の大きな負担となっている。海外のようにもう少し集約して欲しい。
38	役員の状況を総会前と総会後を記載するので、事務方の負担が増えたと思う。
39	有価証券報告書を株主総会の3週間以上前に発行することが求められているが、内容の充実も併せて求められているため、現状のスケジュールでは困難。かといって基準日を変更し株主総会を後ろ倒しにすれば、新年度は始まっているのに新取締役の就任が3~4ヶ月も後になる。一般的に取締役の任期が1年であることに鑑みれば、この任期と年度のずれは無視できない。個社の対応では無理ではないかとも思われる。
40	有価証券報告書の非財務情報開示事項における監査役監査の在り方及び会計監査人のかかわり方等の整理をすべきである。また、会社法における事業報告および金商法における有価証券報告書の重複感の解消の検討が必要と考える。
41	総会の数日前に提出すること自体は事務手続き上大きな課題とならないが、それ以上の早期化は、十分な監査日程が確保できない可能性や、監査役指摘/気付きに対する執行側の検討が有報作成スケジュールに合わない可能性がある。
42	監査報告に有価証券報告書につき、何か記載をすべきかどうか。
43	株主総会における質問について、より注意が必要と考えている。
44	今後、非財務情報の開示項目が増え、それらの保証手続きも義務付けられる等、有報の掲載内容の充実が求められる環境下で、開示の早期化対応も進めていくことについては、事務方の負担が限界に達し、結果として品質への影響が懸念される。
45	当社は過去より株主総会前に有価証券報告書を提出しているが、非財務情報含め記載項目が増加しており、正しい開示に向けて執行部門の負荷は相当高まってきていると感じている。
46	財務情報の確定や監査の完了を迅速かつ正確に行う必要があり、内部リソースの調整が難しくなる。また、タイトなスケジュールの中で情報を集め、報告書を作成することにより、誤りや不備が生じるリスクの増大が懸念される。
47	2025年3月期も当日開示の計画だったが、3月28日の金融庁要請を受け急遽前倒し開示に変更した。 そのため監査役会と会計監査人との面談日程を前倒しや臨時取締役会の開催等の社内対応は出来たが、有報完成の前倒しができず、結果、有報の確認時間が十分確保できなかった。 その反省から、2026年3月期は有報作成日程、会計監査人・監査役による有報監査日程、監査役会・取締役会開催日程、有報確認体制など全面的な見直しが課題であり問題点となる。
48	提出時期の早期化の議論だけが独り歩きしている。決算開示の全体について整理が必要。
49	株主総会直前に出すのであれば、どれくらい意味があるのか疑問に感ずる部分がある。また会社法の事業報告と重なる部分も多く、株主総会前にまとめられるのであれば、統合を検討すべきではないか、と考えている。
50	監査時間の確保
51	1週間以内の前倒し（株主総会前の有価証券報告の提出）であれば、特に問題ないと思うが、3週間程度の前倒しについては、既に招集通知に大半の内容を開示済にて、会社側としてはある程度工夫をすれば可能性もあるが、会計監査人の監査日程を考慮すると、現時点ではかなり難しいと考える。3週間程度の前倒しをするには、総会日時の後ろ倒しが必要と考える。
52	SSBJ基準（サステナビリティ開示基準）の適用義務化もあり、今後、有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示はさらなる拡充が想定される中、執行部側の作成や有価証券報告書の検証に係る時間の確保に加え、効率性を考える必要がある。 また、開示されるサステナビリティ情報への保証も今後予定されており、保証を行う監査法人等との対応に係る負担も懸念される。

No.	有価証券報告書を株主総会前に提出することについて、監査役等として考える課題や問題点等があればご記入ください。(抜粋)
53	今後サステナビリティ開示が有報で義務化され、同時開示が求められてくるが、サステナビリティ情報の収集・集計には時間を要するものもあり、実務作業として負荷大きく、有報開示の時期が問題となり、株主総会の開催時期の後ろ倒しの議論にも注視している。
54	監査役等としての課題等ではないが、総会後情報の記述が作成側にとっては煩雑だし、閲覧側にとっても読みづらいと感じる。
55	開示資料の多さ、期間が短い、ことなどから、来期も1日前の提出といった微調整しかできないだろう。「だれ得」の意味のない有価証券開示前倒し、に時間と金をかけることはナンセンスだ。全体最適の改革を期待したい。